

地域密着型サービス事業所の新規指定について

【地域密着型サービス事業所の新規指定について】

指定地域密着型サービスを新たに指定する予定ですので、介護保険法第78条の2第7項の規定に基づき意見を求めます。

1. 届出法人

申請法人	有限会社HYOコーポレーション
主たる事務所の所在地	山形県米沢市城北1丁目2番5号
代表者氏名	代表取締役 兵庫 等

2. 概要

サービスの種類	看護小規模多機能型居宅介護
事業所名	看護小規模多機能ホーム公園丸の内館（仮称）
設置予定場所	山形県米沢市丸の内2丁目3番3号
申請日	令和6年8月29日
事業開始（希望）日	令和6年12月1日
書類審査・現地確認	指定申請に係る必要書類の提出を受け、内容を確認。 設備基準は令和6年9月12日に現地確認を行った。

3. 計画との整合性

サービス基盤	「小規模多機能型居宅介護」を廃止し、新たに「看護小規模多機能型居宅介護」を指定するものである。 本市における小規模多機能型居宅介護事業所の平均稼働率は、看護小規模多機能型居宅介護事業所と比較して低い状況にある。 その理由としては、退院直後の在宅生活へのスムーズな移行支援や病状不安定期、看取り期における在宅での継続支援、家族に対するレスパイトケア等、医療依存度の高い中重度の要介護者の在宅での療養生活を支えるサービスとして、主治医との密接な連携の下、通い・泊まり・訪問における介護・看護を柔軟に提供する看護小規模多機能型居宅介護が選択されているものと分析される。 当該サービスについては、第9期介護保険事業計画期間中の整備を見込んではいなかったが、上記の現状を踏まえ、高齢者が一日でも長く住み慣れた地域での生活を継続できるよう、当該事業所の設置は必要であると判断する。
申請法人の適正	欠格事由に該当なし。

※稼働率：登録定員に対しての登録者数の割合